

令和6年度 第7回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年10月3日(木) 午後1時30分から午後2時05分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	寺 島 あつ子	松 本 智恵子
谷 野 保 博	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛

(3) 欠席委員

柳 下 清 隆 霜 野 市 和

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

井 上 和 夫	光 田 裕 次	数 田 清 文
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
松 下 孝 彦	田 中 利 幸	岡 所 次 郎
北 條 一 宜	登り山 正 嗣	

(5) 欠席委員

小 林 義 博 岸 田 勝 夫

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長	小 走 伸 吾
事 務 局 次 長	左 手 憲 一
主 幹	山 本 幸 夫
	八 木 祐 樹

4 付議事項

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について

議案第42号 農用地利用集積等促進計画の決定について

(農地中間管理事業分)

議案第43号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について

報告第30号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第31号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第32号 農業従事証明の発行の報告について

報告第33号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について

報告第34号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

報告第35号 農地等の現況についての裁判官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第7回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、谷野保博委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中12名でございます。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第35号「農地等の現況についての裁判官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第25号と第26号をご説明いたします。

まず、受付番号第25号は、申請地が西区草部で市街化調整区域内にあり周辺は田、農道、宅地及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,096.61平方メートルで野菜及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第26号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺で市街化調整区域内にあり周辺は田、農道及び道路に囲まれており、地目は田2筆、

面積は合計1,646平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、1筆目は、譲受人が持ち分の贈与を受け、所有権移転するための申請です。2筆目は、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上2件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第18号と第19号、第21号をご説明いたします。

まず、受付番号第18号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区野尻町で障がい者福祉施設を営む法人で、申請地は南区片蔵の田1筆、面積は502平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、譲受人が現在使用する障がい者福祉施設内の駐車場が手

狭なため、隣接する本申請地を取得し、露天駐車場を拡張するものです。

申請は令和6年9月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び土地の傾斜を利用し、北側の既設道路側溝より排水する計画です。周囲にフェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第19号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府東大阪市渋川町3丁目で子会社及びグループ会社の経営管理を行う法人で、申請地は美原区太井の田25筆、面積は合計23,320平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、大阪圏南部に数十店舗あるスーパーの食肉処理加工及び配送を行うため、本申請地を譲り受け、都市計画法第29条の開発許可を受け、倉庫及び工場を建築するものです。

申請は令和6年9月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、東側の7筆については、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

その外の農地については、農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他の土地も検討した結果、代替性はないと判断されたものです。

被害防除については、汚水については敷地内の北西角に汚水桝を設置し更に北側の污水管から東側国道の污水本館に接続します。雨水については敷地中央部に貯留池を設置し、東側国道の雨水本管に放流する計画です。周囲には重力式擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第20号は取り下げにより欠番です。

次に、受付番号第21号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区小阪で不動産賃貸業を営む個人で、申請地は南区梶の田

1筆、面積は165平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、当該申請地の隣地ですでに駐車場として貸し付けている事業所から追加の要望があったため、本申請地を譲り受け、露天駐車場を拡張するものです。

申請は令和6年9月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び東側側溝から北側水路に放流する計画です。周囲にはブロックを3段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第10号から第12号をご説明いたします。

まず、受付番号第10号は、申請人が東区北野田に居住する団体職員兼農業者で、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計1,703

平方メートルのうち1, 606. 4平方メートル、現在野菜及び水稻の状態です。

次に、受付番号第11号は、申請人が南区小代に居住する会社員兼農業者で、申請地は南区小代、南区大庭寺及び中区伏尾の田畑11筆、面積は合計6, 169平方メートルのうち6, 030平方メートル、現在保全管理中、水稻及び野菜の状態です。

次に、受付番号第12号は、申請人が西区草部に居住する公務員兼農業者で、申請地は西区草部の田1筆、面積は1, 494平方メートル、現在水稻の状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第57号につきましては、今野正章委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第58号から第61号をご説明いたします。

まず、受付番号第58号は、申請地は西区太平寺の田2筆、面積は合計1,665平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第59号は、申請地は南区稲葉3丁の田2筆、面積は合計1,969平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第60号は、申請地は南区小代の田1筆、面積は1,051平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第61号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は968平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借となっています。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第57号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、今野正章委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第57号をご説明いたします。

受付番号第57号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,024平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、今野正章委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第42号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第42号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第62号から第64号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第62号は、申請地は西区太平寺の田畑2筆、面積は合計544.61平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第63号は、申請地は南区泉田中の田3筆、面積は合計1,712平方メートルで、現在野菜及び水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第64号は、申請地は南区泉田中の田1筆、面積は536平方メートルで、現在野菜及び水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第43号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第43号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、農園開設主体が大阪市中央区釣鐘町2丁目で不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は西区鳳北町3丁の生産緑地地区内で田1筆、面積は954平方メートルで、堺市、所有者及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が賃貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は39区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。なお承認後土地所有者は見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等、年間200日以上従事する計画です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告第30号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第35号「農地等の現況についての裁判官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第30号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第35号「農地等の現況についての裁判官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第30号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。いずれも内容につ

きましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第31号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第32号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第2号は申請地が美原区菅生の畑1筆、面積は118.17平方メートル、申請人の年間耕作日数は120日、市街化調整区域内の耕作面積は9,161.83平方メートル、申請目的は農業用倉庫建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第33号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第4号は申出者が姪で主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第12号は申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第13号は申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第14号は申出者が子で主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第34号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第29号は申請地が中区陶器北の畑1筆、面積は393平方メートル、現況は住宅、経過年数は40年以上、次に受付番号第30号は申請地が南区高尾1丁の畑1筆、面積は153平方メートル、現況は雑木林、経過年数は35年以上、次に受付番号第31号は申請地が中区深井畑山町の田1筆、面積は118平方メートル、現況は宅地、

経過年数は30年以上、次に受付番号第33号は申請地が北区中村町の田1筆、面積は162平方メートル、現況はプレハブ小屋と資材置場、経過年数は60年以上、次に受付番号第34号は申請地が南区岩室の畑1筆、面積は363平方メートル、現況は駐車場、経過年数は35年以上でした。以上につきまして、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に報告第35号「農地等の現況についての裁判官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第32号は申請地が南区鉢ヶ峯寺の畑2筆で面積は合計250平方メートル、現況は玄関、通路、庭、プレハブ小屋及び倉庫で経過年数は15年以上で非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第7回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第38号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第39号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第40号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第41号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第42号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第43号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第30号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第31号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第32号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第33号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第34号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第35号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長

北原 芳子

委 員

以 倉 孝弘

委 員

谷 野 保博